

川西市広告入り案内地図等設置事業者募集要項

1. 趣旨

本市においては、広告入り市全域図、市役所周辺案内図及び庁舎案内図並びに広告入り市政情報モニター、広告入りガイドブック(以下「広告入り案内地図等」という。)を設置しているが、令和 4 年 3 月末をもって設置業務更新期間が満了するにあたり、併せて設置事業を実施する。

広告入り案内地図等設置業務にあたっては、企業広告入りの庁舎周辺情報を提供することにより来庁者の利便性向上を図るとともに、広告料収入を確保し、市民サービスの向上に活用し、併せて広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図るものを調達するため、公募による企画提案競争(以下「プロポーザル」という。)により設置事業者を選定する。

2. 募集内容

- (1) 事業名称 川西市広告入り案内地図等設置事業
- (2) 事業内容 別紙 1「川西市広告入り案内地図等設置事業仕様書」のとおり
- (3) 設置場所 川西市役所 庁舎1階正面玄関フロア 等

3. 施設概要

- (1) 名称 川西市役所
- (2) 所在地 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号
- (3) 開庁時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
- (4) 閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(原則 12 月 29 日～1 月 3 日)
- (5) 来庁者数 約 1,000 人/日(1 階フロア窓口利用者 1 日推定人数)

4. 事業期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 12 か月間。

ただし、事業期間満了の 3 か月前までに、双方から特段の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件で、更に向こう 1 年更新され、その後も同様とします。

なお、更新については、当初事業開始年度から通年 5 年度を超えることができないものとします。

5. 施設使用

(1) 行政財産使用許可

広告入り市全域図、市役所周辺案内図及び庁舎案内図並びに広告入り市政情報モニター(以下「案内板等」という。)の設置場所として使用する部分については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産使用許可が必要です。

(2) 使用許可の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとします。

以降は、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して、本市に支障がないと判断する場合は、1 年以内の範囲で使用許可の更新が可能です。

なお、更新については、申込内容及び条件を変更しないことを原則とし、4 回の更新(5 年)を限度とします。更新の際は、別途、行政財産使用許可申請書の提出が必要です。

(3) 使用料等

広告料は、通年(1年分)として決定した金額を納付していただきます。

また、広告料とは別に、行政財産使用料(令和3年度は1㎡あたり年額約23,920円)が必要になります。なお、電気使用料については、消費電力等に応じ算出した額を市に納めていただきます。

6. 掲載できない広告

川西市有料広告取扱要綱(別紙2)及び川西市広告入り案内地図等広告掲載取扱基準(別紙3)に定める広告。

7. 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り応募することができます。

- (1) 川西市一般競争入札等参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 川西市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 過去3年以内の広告事業において、自治体等公共施設で1年以上の実績を有する者であること。
- (4) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格に関する規定)に該当しない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

8. 質問の受付及び回答

募集要項及び別添仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書(様式5)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年12月7日(火)
- (2) 提出方法 質問書(様式5)にて、下記アドレスまで電子メールで提出してください。
- (3) 提出先 川西市市民環境部生活相談課
E-mail:kawa0178@city.kawanishi.lg.jp
- (4) 回答方法 回答内容は、全応募事業者に電子メールにてお知らせします。
- (5) 回答日 令和3年12月14日(火)

9. 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和3年12月17日(金)
- (2) 提出書類
 - ① 参加申込書(様式1)
 - ② 類似事業の実績調書(様式2)
 - ③ 会社概要(様式は自由としますが、規格はA4で作成してください)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(必着)による。
- (4) 提出場所 〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市市民環境部生活相談課(川西市役所2階 1番窓口)

10. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和3年12月24日(金)
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなします。
- (2) 提出書類
 - ① 企画提案書(様式3)
様式に収まらない場合は、別紙(規格はA4)を作成してください。
 - ② 価格提案書(様式4)
 - ③ 納税証明書(直近2年分の市税の納付状況を示す書類)
 - ④ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - ⑤ 印鑑証明書(法人の代表者印鑑証明書の原本)
※ 提出部数は、①～⑤の正本(原本)1部及び副本(写し)6部を、それぞれファイル綴じのうえ合計7部を提出してください。
※ 証明書等については、提出期限前3か月以内に発行したものを提出してください。
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)による。
- (5) 提出場所 〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市市民環境部生活相談課(川西市役所2階 1番窓口)

11. 設置事業者の選定及び結果通知

川西市広告入り案内地図等設置事業者選定委員会において、1社を選定します。なお、選定にあたっては、提出された企画提案書に対し当市からの質問事項に回答していただく場合があります。

選定にあたっては、財源効果に対する評価(広告料:45点)、提案内容に対する評価(企画提案内容、デザイン等:45点)、事業遂行能力に対する評価(事業者の事業実績、信頼性等:10点)を総合的に評価して選定します。

選定結果については、すべての申込者へ通知します。ただし、選定経過については公表しません。設置事業者は、市と細部について協議を行った上で行政財産使用許可申請書(本市指定様式)を提出してください。

12. 設置事業者の責務

- (1) 案内板等の設置に際しては、設置事業者において既存案内板等の撤去及び移設または処分を行うものとします。
- (2) 既存案内板等の撤去及び移設または処分、新設案内板等の作成、設置、移設、撤去、維持管理及び広告主の募集等(これらの事業に伴って庁舎の設備等に損害が生じた場合の修繕費を含む。)に関する一切の費用及び事業は、設置事業者の負担において行うものとします。
- (3) 設置事業者は、広告内容等の掲出又は変更を希望する場合は、事前に市と協議をし、市での審査後、可否について決定することとします。
- (4) 庁舎案内図については、設置期間中の毎年 4 月に、また市全域図及び市役所周辺案内図については、1 年に一度貼替えを行うこととします。ただし、特に変更がなく市が貼替える必要がないと認める場合は、その限りではありません。
また、通常の貼替え以外にも、市が貼替え等の必要があると認める場合は、市と設置事業者が協議の上、行うものとします。
- (5) 広告入りガイドブックについては 年1回発行することとします。
- (6) 本事業の履行に当たっては、川西市個人情報保護条例を遵守し、管理運営上知り得た個人情報適切に保護しなければなりません。
- (7) 設置事業者は、この募集要項に定めるもののほか、川西市有料広告取扱要綱及び川西市広告入り案内地図等広告掲載取扱基準を遵守しなければなりません。

13. その他

- (1) 申込者は、募集要項、仕様書等を熟読してください。
- (2) 申込者は、申し込みにおいて、募集要項等に適合しない場合また提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合は、失格となります。
- (3) 提案に要するもの、使用許可の手続き及び履行に関するものの一切の費用については、申込者の負担とします。
- (4) 申込者は、設置事業者の選定後において、募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議申立てできません。また、選定結果についても異議申立てできません。
- (5) 提出されたすべての書類等は、審査結果にかかわらず一切返還いたしません。
- (6) 参加辞退する場合は、辞退届(様式 6)と同封資料を提出すること(持参又は郵送)。
なお、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めません。

14. 担当所管(問い合わせ先)

川西市市民環境部生活相談課 (担当) 豊島
住 所 〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号
電 話 072-740-1333(直通)
F A X 072-740-1168

※FAX送信時は、送信後に電話で送信確認連絡をしてください。

E-mail kawa0178@city.kawanishi.lg.jp

(参考) 選定スケジュール

内 容	日 程
募集開始	令和3年11月30日(火)
質問書受付期限	令和3年12月7日(火)
質問に対する回答の公表期日	令和3年12月14日(火)
参加申込書提出期限	令和3年12月17日(金)
企画提案書等提出期限	令和3年12月24日(金)
選考結果の通知	令和4年1月下旬(予定)